

見たい!知りたい!
公開します

~町民参加の

1月1日から情報

公開請求の手続は?

公文書公開請求書を情報公開コーナー（役場1階相談室）に提出してください。郵送による請求もできますが、電話や口頭、電子メール、ファクシミリでの請求はできません。

費用は?

公文書の閲覧は無料です。ただし、公文書の写し（コピー）の交付や郵送の費用は、実費を負担していただきます。

コピーした場合は、A3版まで片面1枚につき10円（カラー80円）となっています。

公開の方法は?

すぐその場で公開はできません。請求されてから、15日以内に公開・非公開を決定し、決定通知書でお知らせします。

公開の場合は指定の日時、場所へ閲覧、写しの交付を受けてください。ただし、決定期限は延長される場合があります。

決定に不服があるときは?

非公開など決定に不服がある時は、決定を知った日の翌

日から60日以内に不服申立てをすることができます。この場合は、松前町情報公開審査会に審査を依頼し、公開・非公開の再決定をします。

情報公開コーナーってなに?

情報公開コーナー（役場1階相談室）では、公開請求受付のほか、情報公開に関する相談・案内を行っています。また、第3次松前町総合計画、予算書、決算書、議会会議録などのほか、統計資料、町勢要覧などの資料も閲覧できますので、ご利用ください。

そのほか、行政に関するパンフレットやチラシなど、自由に持ち帰っていただくことができますので、ご利用ください。

お問合せ先

役場総務課秘書広報係
☎985-4103

